

日本語で話そう (1) …「及び」と「又は」のはなし (前篇)

1. なぜ「A 又は B」なのか？

なぜ「A と B とを規制する」法令条文が「A 又は B」という書き方になるのか、昔から不思議に思っていました。「A と B」なら「A and B」なのだから「A 及び B」の筈ではないのか、「又は」は「A か B」を言うときに使ものではないのか、と。

ところが輸出令別表第 1 は「A 又は B」のオンパレードです。

たとえば

輸出令別表第 1 の 1 項

- (1) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品

同 2 項

- (1) 核燃料物質又は核原料物質

2. 教科書の用語法

CISTEC の『ガイドンス』には有斐閣『法律用語辞典』の用語法が引用されています。

及び	主に名詞相互をつなぎ、それらの示すものに一括して言及する意を表す接続詞。 (後略)
又は	選択的な関係にある事項を列挙してつなぐ場合に用いられる接続詞。(後略)

ついでに JIS の用語法も見ておきましょう。(JIS Z 8301 「規格票の様式」)

及び	併合の意味で並列する語句が二つのときには、その接続に用いる。三つ以上のときには、初めのほうをコンマで区切り、最後の語句をつなぐのに用いる。(後略)
又は	選択の意味で並列する語句が二つのときには、その接続に使い、三つ以上のときには、初めの方をコンマで区切り、最後の語句をつなぐのに用いる。(後略)

「選択」の意味ということは、「どちらかを (あとで) 選ぶ」、言い換えると「どちらかを捨てる」ことが織り込まれているわけです。

3. 日常の用法はどうか

教室の黒板に「吉田又は佐藤は職員室へ来るように」と書いてあったらどうなるでしょう？ 両君は互いに「おまえ行けよ、おれは残るから」と謙譲の美德を発揮するのではないのでしょうか？ 「吉田及び佐藤は…」であれば、両人そろってということになります。

それから甲子園大会で「決勝に進むのは広商又は作新」といえば、もちろんどちらか一方は準決勝どまりということ。それが「選択」というものです (勝ち負けで否応なしに「選択」されてしまう)。両方を指すときには「決勝に進んだのは広商及び横浜」ですよね。

4. 「及び」の条文はないのか？

私個人としては、むやみに「又は」を使うことを好みません。「含む」や「等」と同じで、「とりあえず風呂敷を広げて唾をつける」いさぎよくない印象を受けるからです。

こういふと必ず反論する人が出てきます。たとえば

- ・「及び」というのはAND だから「且つ」の意味が生ずる（ことが多い）。

それを避けるため「A 又は B であればすなわち」ということで「又は」を使うのでもそのような誤解の恐れがない場合、たとえば「銃砲」「銃砲弾」のような場合は「及び」でよいのではないかしら？ などといえ

- ・でもそれは君の好みの問題でしょ。別1を見よ。みんな「又は」を使っているじゃないか。それがスタンダードだぜ。（有斐閣の辞典なんか気にするな）

では本当にそれはスタンダードなのでしょう？ 「及び」の条文はないのか？

もちろんあります。

憲法 19 条

思想**及び**良心の自由は、これを侵してはならない。

※GHQ 草案

Article XVIII. Freedom of thought **and** conscience shall be held inviolable.

同 21 条 1 項

集会、結社**及び**言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

※GHQ 草案

Article XX. Freedom of assembly, speech **and** press and all other forms of expression are guaranteed.

輸出令別表第 2 の 20 項

核原料物質**及び**核燃料物質（後略）

もつとも憲法も「又は」の使用例が多数あります。

憲法 16 条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令**又は**規則の制定、廃止**又は**改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

※ GHQ 草案

Article XV. Every person has the right of peaceful petition for the redress of grievances for the removal of public officials and for the enactment, repeal **or** amendment of laws, ordinances **or** regulations; nor shall any person be in any way discriminated against for sponsoring such a petition.

同 20 条 1 項

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、**又は**政治上の権力を行使してはならない。

※ GHQ 草案

Article XIX. Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive special privileges from the State, **nor** exercise political authority

憲法における使い分けの理由は、GHQ 英語草案 (URL 下記) が and と or のどちらを用いたかに準拠しただけのような気もしますが、実際のところはわかりません。

(http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/076a_e/076a_etx.html)

5. 本日の結論

「及び」と「又は」、必ずどちらを使えというものではないと思います。「これがセオリーだ」というほどのものも存在しないのではないのでしょうか。『用語辞典』にこだわる意味はない。肝心なのは、意味がきちんと読み取れること。法令とはアートではなく、社会のためのツールに過ぎないのですから。

明治天皇の御製にもあるように「よみやすくこそあらまほしけれ」。細かい殿中作法にこだわることはないのだと思います。